



福島医発第 2705 号 (地)

平成 27 年 1 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

難病の医療費助成制度の既認定者に係る経過的特例について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、今般、平成 27 年 1 月 1 日より開始された難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）（以下、「難病法」という）に基づく新たな医療費助成制度に関し、厚生労働省より平成 26 年 12 月 26 日付けで標記通知が発出された旨、別添のとおり日本医師会より連絡が参りました。

内容といたしましては、従来の特典疾患治療研究事業の対象者（既認定者）については、平成 26 年 12 月 31 日時点で都道府県が支給認定申請を受理したと認めた場合に、新制度における経過的特例の対象として、軽減された負担上限月額を適用することとされておりますが、特別な事情により平成 26 年 12 月 31 日までに当該申請を行うことができなかったと認められる者（平成 26 年 9 月 30 日時点で特定疾患治療研究事業の対象であった者に限る。）についても、平成 27 年 2 月末までに支給認定申請を行うことにより、当該特例の対象として取り扱うことで差し支えないとされております。

（詳細は別添通知をご参照ください。）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

(地Ⅲ252F)

平成27年1月6日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

道永 麻里

難病の医療費助成制度の既認定者に係る経過的特例について

平成27年1月1日より開始された難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）（以下、「難病法」という）に基づく新たな医療費助成制度に関し、厚生労働省より平成26年12月26日付けで標記通知が発出されておりますので、取り急ぎご連絡申し上げます。

従来の特定疾患治療研究事業の対象者（既認定者）については、平成26年12月31日時点で都道府県が支給認定申請を受理したと認めた場合に、新制度における経過的特例の対象として、軽減された負担上限月額を適用することとされておりますが、特別な事情により平成26年12月31日までに当該申請を行うことができなかったと認められる者（平成26年9月30日時点で特定疾患治療研究事業の対象であった者に限る。）についても、平成27年2月末までに支給認定申請を行うことにより、当該特例の対象として取り扱うことで差し支えないとされております。（詳細は別添通知をご参照ください。）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健 発 1 2 2 5 第 6 号

平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

難病の医療費助成制度の既認定者に係る経過的特例について

平成 27 年 1 月 1 日から難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）に基づく新たな医療費助成制度（以下「新制度」という。）が施行されるところ、現行の特定疾患治療研究事業の対象である者（以下「既認定者」という。）については、新制度における難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 358 号。以下「令」という。）附則第 3 条に規定する経過的特例の対象として、軽減された負担上限月額を適用することとしており、既認定者が新制度で経過措置の対象となるためには、平成 26 年 12 月 31 日時点で都道府県が申請を受理したと認めることが必要となることとしております。他方、患者団体からは、入院中であつたなど特別な事情により平成 26 年 12 月 31 日までに申請を行うことができないケースが生じ得るとの指摘もなされていることから、当該経過的特例の対象者の取扱いについて、下記のとおりといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

既認定者（平成 26 年 9 月 30 日時点で特定疾患治療研究事業の対象となっていた者に限る。）であつて、平成 26 年 12 月 31 日以前に支給認定の申請を行うことが困難であつたやむを得ない特別な事情（※）があると認められる者については、一定の配慮が必要であるとの観点から、法の施行日から平成 27 年 2 月末までの間に申請を行った者についても、令附則第 3 条の規定の適用に当たっては、令附則第 3 条に規定する「法の施行の日から継続して支給認定を受けている指定難病の患者」とみなし、経過的特例の対象とすることを差し支えないこととする。

なお、特定医療費の支給に当たっては、法第 7 条第 5 項に基づき、実際に申請のあつた日から支給認定の効力を生ずることとする。

※「申請を行うことが困難であつたやむを得ない特別な事情」とは、例えば以下のような場合を想定。

○客観的・物理的に申請が不可能な状態にあつたこと。

例）入院中又は施設入所中などで手続が不可能な状況にあつた。

○通知の不達等により手続内容や期間について知りえない状況にあつたこと。